平成２５年（フ）第１９０号
神奈川県平塚市四之宮２丁目３番48―305号シェムア花島
債務者　髙田　芳里
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６号
長崎県諫早市上大渡野町2221番地３、旧住所長崎県長崎市東町1693番地
債務者　清水香世子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
長崎県大村市諏訪２丁目507番地129コーポイチノセＧ棟、前住所長崎県大村市西本町748番地11　オーガストマンション701号
債務者　今里　宏子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
埼玉県草加市長栄町122番地　ルミエール長栄309号
債務者　阿部　貴哉
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県三郷市仁蔵402番地８
債務者　小松　祐樹
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区３棟404号
債務者　塩練まゆみ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪968番地１　プリオールつきのわ101、旧住所埼玉県東松山市大字神戸1360番地６
債務者　森岡　恭子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５２号
埼玉県熊谷市万平町２丁目167番地　サンハイツトミーＢ102号室
債務者　小森　隆夫
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５号
岐阜県大垣市大島町２丁目23番地１　和合団地Ｄ301
債務者　山田　信介
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
岐阜県揖斐郡大野町大字古川431番地　Ｗ―201
債務者　金田　光世
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
岐阜県揖斐郡大野町大字古川431番地　Ｗ―201
債務者　金田　美和
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
佐賀県小城市三日月町久米554番地10　アンジュ三日月３号
債務者　中村　美保
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４０号
横浜市港南区日野４―53―８フラワーヒルズ横山101、住民票上の住所横浜市磯子区滝頭１丁目３番44―２号
債務者　海老澤　香（旧姓薄衣）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４２号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目21番14号ウィンディ湘南
債務者　土保　春代
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２８号
横浜市南区大岡２丁目17番５―302号
債務者　額賀　浩子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４４号
横浜市磯子区滝頭２丁目10番14号　まつやコーポ301号
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部